

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施した推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	0	37,450	37,450
2.消費生活相談員養成事業	0	0	0
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	0	3,913	3,913
4.消費生活相談体制整備事業	0	84,470	84,470
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	0		0
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	32,616	136,141	168,757
うち、先駆的事業	0	0	0
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	0	0	0
合計	32,616	261,974	294,590

2. 消費者行政決算見込み額及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政決算総額(見込み)	2,094,219		
都道府県決算(見込み)	665,359		
管内市町村決算(見込み)	1,428,860		
支出等額	294,590		
支出等割合	14.1 %		
支出等額(先駆的事業(交付金)を除く。)	294,590 ↑常勤化、定員増反映後		
支出等割合(先駆的事業(交付金)を除く。)	14.1 %		

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加・受入要望(事業計画)	管内全体の研修参加・受入(実績)
自治体参加型	①参加者総数 ②年間研修総日数 ③参加自治体 <div style="text-align: right; margin-top: -20px;"> 人 人日 </div> <div style="margin-left: 150px; margin-top: -100px; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; font-size: small;"> } </div>	①参加者総数 ②年間研修総日数 ③参加自治体 <div style="text-align: right; margin-top: -20px;"> 人 人日 </div> <div style="margin-left: 150px; margin-top: -100px; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; font-size: small;"> } </div>
法人募集型	①実地研修受入総数 ②年間研修総日数 ③実地研修受入自治体 <div style="text-align: right; margin-top: -20px;"> 人 人日 </div> <div style="margin-left: 150px; margin-top: -100px; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; font-size: small;"> } </div>	①実地研修受入総数 ②年間研修総日数 ③実地研修受入自治体 <div style="text-align: right; margin-top: -20px;"> 人 人日 </div> <div style="margin-left: 150px; margin-top: -100px; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; font-size: small;"> } </div>

4. 消費生活相談体制整備事業

	対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)	事業実施自治体
県	人	人時間／年	
管内市町村	人	人時間／年	
	対象人員数 (報酬引上げ)		事業実施自治体
県	人		
管内市町村	人		
	対象人員数計	追加的総費用	
県	0 人	千円	
管内市町村	0 人	千円	

5. 都道府県が実施した推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業計画			事業の実績			事業(実績)の概要	
	事業経費	交付金等対象経費		事業経費	交付金等対象経費			
		27年度 本予算	26年度 補正予		27年度 本予算	26年度 補正予		
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充) ※被災4県のみ								
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用) ※被災4県のみ								
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等) ※被災4県のみ								
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会) ※被災4県のみ								
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)								
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)								
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)								
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)								
⑨消費生活相談体制整備事業 ※被災4県は27年度の新規分も対象。それ以外は、平成24年度までの充実・強化が対象。								
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業								
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	45,400	36,600	8,800	31,451	25,219	6,232	①消費者教育推進法を踏まえ、若者の啓発に有効な手段により、消費者被害の未然防止を図った。②消費者教育推進法を踏まえ、高齢者及び見守る立場の人に対して啓発し、消費者被害の未然防止を図った。③多重債務に関する交通広告を行い、特別相談の周知と多重債務への注意喚起を図った。④社会人向け消費者教育の啓発を図った。⑤子どもの安全対策(イベント等での啓発)⑥消費者団体訴訟制度及び集団的消費者被害回復訴訟制度について周知を図った。⑦風評被害防止事業(市場まつりにおいて被災地PRコーナー設置、被災地の放射性物質検査施設の見学等を内容とした日帰りバスツアー)	
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	1,300	800	500	1,000	521	479	①消費者団体、消費者、事業者及び行政の協働の推進を目的として行う東京都消費者月間事業を充実した。②東京都生協連との共同事業を実施した。	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	439	439		165	165		事業者向けコンプライアンス推進事業(集団的被害回復訴訟制度に係る講習会)	
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)								
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)								
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務								
合計	47,139	37,839	9,300	0	32,616	25,905	6,711 0	

6. 推進事業及び活性化事業(都道府県実施分)の実績詳細

事業名(事業メニュー)	対象経費(実績)	事業強化・機能強化の成果
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充) ※被災4県のみ		
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用) ※被災4県のみ		
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等) ※被災4県のみ		
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会) ※被災4県のみ		
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)		
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)		
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)		
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)		
⑨消費生活相談体制整備事業 ※被災4県は26年度の新規分も対象。それ以外は、平成24年度までの充実・強化が対象。		
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業		
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	①委託料、通信運搬費、印刷費等 ②委託料、広告費等 ③委託料、広告費、印刷費等 ④印刷費、通信運搬費等 ⑤負担金等 ⑥負担金 ⑦委託料、負担金、借料及賃料等	あらゆる世代等、対象を広く捉えた、消費者の安心・安全を確保するための普及啓発等の取組により、消費者被害防止に資する効果が得られた。
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	①負担金 ②負担金	消費者団体、消費者、事業者及び行政が協働して事業を行うことにより、多様な主体との連携の強化が図られた。
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	負担金	集団的被害回復訴訟制度の周知と共にコンプライアンス意識の向上が図られた。
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)		
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)		
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務		

7. 消費生活相談員養成事業の研修参加、実地研修受入実績(都道府県実施分、該当する場合に記載)

実施形態	研修参加・受入要望 事業計画		研修参加・受入 実績	
	参加希望者数	人	参加者数	人
自治体参加型	年間研修総日数	人日	年間研修総日数	人日
法人募集型	実地研修受入希望人数	人	実地研修受入人数	人
	年間研修総日数	人日	年間研修総日数	人日

8. 今年度に管内の市町村が実施した推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業計画			事業の実績				
		事業経費	交付金等対象経費		事業経費	交付金等対象経費			
			27年度本予算	26年度補正予算		27年度本予算	26年度補正予算		
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)		2,846	1,430	1,215	0	2,009	598	1,190	0
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)		9,465	960	8,505	0	9,039	1,050	7,989	0
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)		32,834	2,230	29,767	0	26,792	7,934	18,689	0
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)		114	114	0	0	0	0	0	0
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)		0	0	0	0	0	0	0	0
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)		1,025	880	25	0	911	841	0	0
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)		28,584	3,685	1,812	0	26,323	1,981	1,091	0
⑧消費生活相談体制整備事業		144,452	8,197	79,575	0	140,892	7,000	77,470	0
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (消費者の安心・安全を確保するための取組)		167,018	128,384	22,973	0	146,765	108,377	19,710	0
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)		6,929	4,629	791	0	4,927	2,673	791	0
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (事業者指導や法執行等)		0	0	0	0	0	0	0	0
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)		0	0	0	0	0	0	0	0
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)		10,751	4,751	0	0	9,297	4,565	25	0
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		404,018	155,260	144,663	0	366,955	135,019	126,955	0

9. 推進事業及び活性化事業(管内市町村実施分)の実績詳細

事業名(事業メニュー)	事業強化・機能強化の成果の概要
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	<p>インターネットPC等の購入により、消費生活相談員が日々の消費生活の中で、インターネットのトラブル等の相談を迅速に理解できた。(港区)</p> <p>椅子が足りず立ち見で相談を受けていた相談者が座って相談が出来るようになり、満足度が上がった。(品川区)</p> <p>無線LANルーターとインターネット印刷用プリンタを設置し、タブレット端末によるインターネットの検索や画面等の印刷が可能になった。(世田谷区)</p> <p>相談体制の増員に伴い必要な備品を整備したことでの相談室の機能が強化されるとともに、市民がより相談しやすい環境となった。(府中市)</p> <p>クーリング・オフ制度の取引内容の説明と通知はがきが一体となった専用パンフレットを作成し、相談時間の短縮化・効率化を図ることができた。(調布市)</p> <p>パーテーションの設置により、相談者のプライバシーの確保をすることができた。(町田市)</p> <p>1名増員された相談員が安心して働くような環境整備ができた。(小金井市)</p> <p>消費生活相談室を増設することで、迅速化かつ的確に助言等ができた。(清瀬市)</p> <p>相談コーナーに相談者の出口専用扉を設置し相談者のプライバシーを確保した。PRリーフレットを作成し周知を図った。(武蔵村山市)</p> <p>消費生活センターの存在をPRでき、相談件数が増加した。(多摩市)</p>
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	<p>弁護士等法律専門家を活用することにより、多重債務解消の一助とすることができた。(千代田区)</p> <p>消費生活相談員が法的な問題について弁護士に相談した上で、効果的に事業者に対応できた。(新宿区)</p> <p>弁護士及び専門家のアドバイスにより、相談に的確に対応することができた。(文京区)</p> <p>弁護士に助言を依頼することにより、複雑・高度な消費生活相談への対応力を強化することができた。(台東区)</p> <p>以前は、区民(相談者)に対して、専門機関や相談コーナーを紹介するにとどまっていた案件について、相談者に対し、迅速かつ的確な回答をする事ができた。(墨田区)</p> <p>相談者に的確な解決策を迅速に伝達することができ、相談解決処理能力が向上した。(江東区)</p> <p>弁護士による定期的なアドバイスにより、解決困難案件の解決が図られ、相談の質が向上した。(世田谷区)</p> <p>複雑かつ高度な相談案件に、弁護士である消費生活相談アドバイザーから助言を得て、相談員は的確な処理対応を遂行できた。(中野区)</p> <p>センターでの判断が困難な相談事例に、迅速な対応が可能となった。(練馬区)</p> <p>弁護士の視点や、意見を得ることにより相談内容が充実した。(足立区)</p> <p>相談業務における窓口対応の効率化につながった。(葛飾区)</p> <p>専門知識を有する者の活用により、速やかな問題解決を実現できた。(江戸川区)</p> <p>弁護士の活用により、複雑・多様化する相談に対する適切な助言・指導等が得られるとともに、相談員のレベルアップが図れた。(八王子市)</p> <p>高度に専門的な消費生活相談への対応が可能となった。(立川市)</p> <p>即時の事例相談ができ、相談の早期解決に役立つとともに、定期的に開催した関連法規の研修により、相談員のスキルアップをすることができた。(武蔵野市)</p> <p>弁護士のアドバイスを受けることで、自信を持って相談に対応することができるとともに、相談者へ綿密な対応をすることができ、問題の早期解決に繋がった。(府中市)</p> <p>公設弁護士事務所と契約を締結し、消費者問題の的確なるアドバイスを受けることで相談員のスキルアップにつながりひいては消費生活相談機能の強化が図れた。(昭島市)</p> <p>弁護士からの専門的助言を受けることにより、難解な相談事例にも対応することができ、解決に導くことができた。(調布市)</p> <p>弁護士から必要なときに的確なアドバイスが受けられ、判断に迷うことが少なく早期解決につなげるとともに相談員の心理的負担が軽減できた。(町田市)</p> <p>高度、専門的な相談に対する相談員の対応力の強化を図ることができた。(小金井市)</p> <p>相談案件について、弁護士から法律的アドバイスを受けることで、より的確で専門的な相談対応ができた。(小平市)</p> <p>日々の相談業務上の疑問点について弁護士に確認することにより、相談員の相談能力を高めることができた。(日野市)</p> <p>法律に関するアドバイスを弁護士から直接受けることにより、複雑な案件について早期解決を図ることができた。(国分寺市)</p> <p>法的アドバイスを受ける体制を整備し、相談対応力の強化を図ることができた。(西東京市)</p> <p>弁護士から直接アドバイスを受けることで、高度で専門的な相談に対応する事が可能になり、よりスピーディーで円滑な相談業務の実施につながった。(東久留米市)</p> <p>弁護士に相談できたことで、迅速かつ的確に相談者への助言やあっせんを行うことが出来た。(清瀬市)</p> <p>相談処理や事務量が増加したため、相談員1名を増員した体制を維持し、月曜日と火曜日を相談員2名体制で行った。その結果、相談者の待ち時間を軽減できるなど相談体制が強化した。(東久留米市)</p> <p>消費生活相談員の待遇の改善が図れた。(武蔵村山市)</p> <p>相談員の知識や経験を生かし、地域住民、市民団体、教育・福祉関係団体との連携で講座を実施し、被害の未然防止を図り、自立した消費者行動がとれていると考えられる。(多摩市)</p> <p>消費者ホットラインの開設により増加が見込まれる消費者からの苦情相談に対応するため、相談日を週5日(月～金)に拡充し、利便性の向上を図ることが出来た。(稲城市)</p> <p>消費生活相談員が研修に参加したり、有給休暇を取得した際も、消費相談室を開設することができるようになった。(羽村市)</p> <p>相談受け入れ体制を拡充したことにより、市民の相談アクセスを容易にするとともに、継続案件への円滑な対応が可能となつた。(あきる野市)</p>

	<p>区民が消費する食品の放射性物質の検査を行うことにより、区民の食品に対する安全・安心を確保した。(港区) 放射性物質検査によって区民が持ち込む食品の安全性を確認することで、区民の食品に対する不安を軽減することができた。(新宿区) 塩分糖度計の活用により、食品に関する相談に対して迅速に対応することができた。(品川区) 区民団体に受付業務から測定、測定結果の説明を行う業務委託を実施した結果、消費者の食に対する安全性の不安解消や区民協働事業のアピールに繋がった。(大田区) 給食食材の放射能測定調査を実施し、測定結果を公表することにより、区民の放射能に対する健康不安の解消に寄与した。(渋谷区) 検査結果を広く区民に周知したことにより、食品に対する不安解消に大きく寄与した。(葛飾区) 市内の保育園・小中学校等の給食の放射性物質検査を実施したことにより、食の安全安心を提供することができた。(八王子市) 保育園及び小中学校給食食材の放射性物質検査を実施し、検査結果を随時そのホームページで公表することにより、保護者の安心と子どもの安全を図ることができた。(立川市) 給食食材の放射性物質検査を実施したことで、消費者の食品等に対する一層の安全・安心を確保することができた。(府中市) 市の農産物(地場野菜等)の定期的な放射性物質の検査を実施、市民に対して結果を公表することにより食の安全性等の確保における高揚や情報発信が図られた。(昭島市) 市立保育園及び市立学校における給食食材について、放射性物質の測定検査を実施することにより、在園・在校生の安全安心を確保するとともに、測定結果を公表することで保護者への不安を解消できた。(調布市) 放射能の影響を受けやすい子どもたちの食の安全の確保及び保護者の不安の払しょくを図ることができた。(小金井市) 給食で実際に使用されている食材の放射性物質検査を実施し、市が結果を公表することにより、食の安全・安心の確保を図ることができた。(小平市) 放射能測定器のメンテナンスや備品を整備し、機器の長期維持や適切な環境整備を図った。(国分寺市) 放射能測定器を市民に無料で開放することで食材を安全に摂取する機会を与えるとともに、給食食材の放射能測定を行うことにより、保護者に安心感を与えることができた。(国立市) 給食用食材の安全性を周知することにより、保護者が抱く子どもの内部被ばく等の不安解消とともに、一般の消費者の安心の確保や風評被害の未然防止につながった。(西東京市) 学校及び保育園給食の放射性物質検査を委託し、結果を公表することで、食に対する安全に寄与した。(狛江市) 市民の持ち込み食品食材を放射線測定し、食に関する不安の軽減を図った。(多摩市) 放射線の影響を受けやすい、児童・生徒が食する給食用食材を検査し、市民の食の安心・安全を確保することが出来た。(稲城市)</p>
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	<p>弁護士を講師として事例検証研修を開催し、より高度で専門的なアドバイスを受けることにより相談員のレベルアップを図った。(港区) 弁護士によるアドバイザーミーティングを開催し、相談員のレベルアップが図れた。(板橋区) 専門家の講義により相談員のレベルアップを図ることができ、より高度な相談対応ができた。(府中市) 弁護士から講義を受け、また多くの質問に対し回答を得ることで、相談業務に活かすとともに、相談員・職員が法律の知識を深めることができた。(町田市) 精通者・専門家等により実務についての内容や解釈の仕方等の説明を受けることにより、相談員の専門性を高めることができた。(日野市) 研修開催により相談員の資質向上につながった。(瑞穂町)</p>
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	東京都や国民生活センターが主催する研修又は民間が企画する研修に参加することにより、相談員の知識が深まり、相談対応力を向上することができた。

⑧消費生活相談体制整備事業

相談事業が迅速かつ丁寧に行われ、レベルの高い相談をすることができた。消費者の利便性や満足度の向上に寄与することができた。(千代田区)
相談員を増員することで相談業務の増加に対応できた。また、訪問相談、出前講座等の実施を強化することができた。(中央区)
複雑多様化している消費生活相談等に対応することができた。(文京区)
相談員を増員した結果、相談者の待ち時間などが軽減できスムーズな解決につながるとともに、時間を延長したことにより、より相談しやすい態勢が整えられた。(台東区)
相談員を増やしたこと及び勤務時間の延長により、相談者に対する緻密な対応やあっせん対応の充実を図ることができた。(墨田区)
月10日勤務の相談員の月12日に増加したこと、多数の相談を受付することができた。(品川区)
相談時間の拡大及び相談員の勤務日数を増やし、相談体制を整え円滑な相談業務により区民サービスの向上を図った。また、PIO-NETの入力も迅速に行うことができた。(中野区)
相談窓口体制を3名から4名に整備したことにより相談者の待ち時間を短縮できるなど相談体制が強化した。(北区)
消費者の苦情相談への対応強化とともに、相談体制を含む消費者行政全般の円滑な対応が図られた。(荒川区)
相談員の負担軽減と相談対応のスキルアップができたとともに、PIONETの登録までの入力期間が短縮され、迅速な情報収集に寄与した。(練馬区)
相談員を増員した結果、増大する消費生活相談と被害未然防止のための講師派遣に対応することができた。(江戸川区)
平成23年4月から、土曜日の来所相談を実施するため相談員を1名増員し、平成25年度も引き続き、同様の相談体制で運営することにより、市民サービス拡充を維持することができた。(八王子市)
時間・日数の延長、相談体制の強化等により、きめ細やかな対応など相談業務の充実が図られた。(青梅市)
相談員報酬を増額し、複雑・高度化する相談に対応する相談員の待遇改善を図り、より充実した相談業務へと繋げることができた。また、相談体制を増員したことにより多くの市民が相談できるようになった。(府中市)
週1日2人体制を実施したことにより、市民に対して相談業務の充実が図れた。また、相談員の事務量、特にPIO-NETへの記入事務が軽減された。月1回の全体会議を1日に延長したことにより、相談員同士の相談案件の検討及び調整のスムーズ化が図られた。(昭島市)
勤務時間の拡大により、相談に伴うパイオネットの入力や調査、研修参加や啓発事業などに加え、消費者教育に充てる時間を捻出することで相談室の体制を拡充・整備することができた。(調布市)
相談員を1名増やしたことにより、2人勤務の日が増加し相談者の待ち時間が短縮された。(小金井市)
一元的相談窓口への加入により見込まれる相談件数の増加に対し十分な体制を準備できた。(小平市)
相談日を増やしたことにより相談室の強化、市民サービスの向上が図れた。(国分寺市)
相談データの迅速化・正確化、相談員の相談処理能力のレベルアップ、相談員相互の情報共有化を実現できた。(日野市)
相談日を増やしたことにより相談室の強化、市民サービスの向上が図れた。(国分寺市)
相談員の勤務日数拡大により、複雑化・多様化する相談に対し、PIO-NETへの迅速な入力及び精度の向上による相談カード処理の強化を図ることができた。(西東京市)

相談時間を1時間延長し、報償単価を100円上げ、また時間外手当を支給することで体制が強化され、相談業務を円滑に行うことができた。(狛江市)
相談日を週3日から4日に拡充したこと、相談件数の増加に対応、相談員の事務処理等が効率化された。(東大和市)
複雑化する相談や、PIO-NET入力作業等の増加に対応するために、週2日勤務の消費生活相談員を平成28年1月から採用した。(清瀬市)
講演会等や消費者被害防止啓発内容が印刷されている啓発グッズを配布し、周知啓発と消費者被害防止を図った。(青梅市)
相談事例集等の啓発資料・グッズ等を作成したこと、市民の目に触れる機会が増え、より効果的な啓発活動を行うことができた。(府中市)
消費者被害未然防止リーフレット配布や市内巡回民間バスに消費者被害未然防止のステッカーを掲示し消費者被害未然防止の啓発が図られた。(昭島市)
増加する高齢者の消費者トラブルを未然防止するための講座や若者向け消費者啓発資料を作成、配布し啓発を強化した。(調布市)
情報誌の発行により、市民に注意喚起をすることができた。また、様々なテーマの講座を実施することで、学習の機会を提供することができた。(町田市)
食の安全の確保等や被災地産の風評被害の解消等を図るとともに、消費者としての知識の習得、消費者被害に対する意識啓発等が図られた。(小金井市)
多重債務問題解決に必要な情報を掲載したチラシの配置などによる解決力の強化等、市民への注意喚起を図ることができた。(小平市)
イベント開催時に消費者講座を実施することで、より多くの市民に消費者問題を啓発することができた。(日野市)
若年・高齢者向けと様々な講座を開催し、また、地元老人クラブに出向いての講座や消費者力検定に向けての講座などにより啓発することができた。(東村山市)

⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業
(消費者の安心・安全を確保するための取組)

消費者教育の推進により、地域の消費者被害防止や消費者問題への解決力・対応力向上に効果的に資することができた。(千代田区)
普段、既製品を購入することが多いものについて親子一緒に工作体験などで作ってみることによって、製品の安全性に対する関心が高まる
と同時に、消費者意識が高まったと考えられ、消費者教育の推進を図ることができた。また、郵便局に広告付き封筒を設置することにより、高
齢者を中心に悪質商法の被害防止を図ることができた。(中央区)
消費者力検定講座等を実施し、消費者問題の基本的な知識の習得や出前講座の講師を育成したほか、消費者問題推進員を育成し啓発
活動を行うことで消費者問題解決のスキルアップを図ることができた。(港区)
幅広い世代に向けて多様なテーマの講座等を実施し、効果的に消費者問題についての普及・啓発を行うことができた。(新宿区)
啓発品の配布や講演会の実施により、消費者被害の防止等について広く啓発することができた。(文京区)
消費者被害防止啓発用グッズ等の配布により、消費者未然防止に繋がった。標語記念品を購入することにより、子供の標語募集効果が高
まり、消費者被害防止に繋がった。(台東区)
悪質商法被害防止のために、行事等で啓発用冊子を配布し、また、DVDを資料提供や講座に使用し、区民等へ「わかりやすい」啓発資料と
して活用できた。(墨田区)
消費者トラブルや対処方法等の内容を中心とした啓発誌を年1回発行し、全戸配布することにより、消費者問題に対する認知度が向上した。
(江東区)
センター外壁の横断幕の設置等により消費者被害防止を広範囲に啓発するとともに啓発用品配布により有益な啓発を図ることができた。
(品川区)
町会用回覧板を作成し、消費者被害拡大防止の強化を図った。(大田区)
インターネット安心講座・消費者教育推進講座の実施により、インターネット取引被害の未然防止、及び食育に対する理解を深めることができた。
(世田谷区)
民生委員などの見守り関係者が啓発グッズの配付等をきっかけに高齢者へ注意喚起することにより地域での意識啓発の強化が図れた。ま
た出前講座での啓発グッズの配布等により、早期相談の促進や消費者トラブルからの回避に結び付き、消費者の安全安心に向けた取組の
強化を図ることができた。(中野区)
公共バスでの車内放送を通して注意喚起を行うことで、高齢者の消費者被害の未然防止を図ることができた。また小学生を対象とした食育
の講座を実施し、食の安全について考える契機となつた。(豊島区)
区内循環バス広告、路線バス車内放送により、インターネットなどの情報収集手段を持たない区民へ広く周知ができた。(北区)
高齢者の見守り協力員育成のための養成講座による地域団体との連携強化、地域に出向いての児童や保護者対象の講座、及び小学生向
けの啓発冊子を小学校に配布することにより、次世代の若者の消費者意識の高揚や向上が図られている。(荒川区)
くらしのサポート隊の啓発活動を支援することで、各種イベントや打合せ会への参加者の増加など多くの協力が得られた。(板橋区)
主に高齢者に対する悪質商法被害防止の啓発および注意喚起ができた(練馬区)
啓発用広報誌作成資料購入により、様々な情報が入手でき、円滑に広報誌を作成できた。(足立区)
消費者教育の推進及び消費者被害防止策の強化が図られた。(葛飾区)
啓発用チラシの作成・配布により消費者被害の未然防止を図るとともに、高齢者等の団体の会合で対面による啓発を行い効果を上げられ
た。(江戸川区)

講座等の実施により、地域の見守り連携を強化や消費者力の向上を図ることができた。(八王子市)
啓発グッズを配布し被害に遭いやすい高齢者に対し周知啓発をするとともに映像やポスターをとおして地域の見守りを図った。(立川市)
講座の開催により、市民の知識向上、消費者被害防止を図ることができた。(国分寺市)
「押し売りお断り」のシールの配布により、訪問販売のトラブルの防止の啓発を図った。啓発冊子の配布により、消費者問題に関する知識の
普及が図られた。(国立市)
「私は大丈夫」という市民にも、啓発グッズの配布や講演会をとおして幅広く啓発を行うことができた。(西東京市)
キャラクターを活用した消費者啓発の促進や高齢者を対象とした訪問消費者啓発により、消費者被害防止を啓発した。(福生市)
様々なテーマの講座を開催することで、市民に対し、広く学習の機会を提供することができた。(狛江市)
消費者トラブルの事例等を掲載した情報誌を作成し、消費者被害防止につながった。また高齢者を対象とした悪質商法についての出前寄
席を開催し、被害を未然に防ぐ効果があった。(東大和市)
事例相談集等を発行し被害防止の意識啓発に繋げるとともに、消費生活講座を開催し消費者の啓発を図った。(清瀬市)
より多くの市民が消費者講座に参加することにより、消費者問題についての理解を深めることができた。(武蔵村山市)
悪質商法被害防止講座を開催するとともに、稻城市版の悪質商法被害防止マニュアルを作成し、高齢者の被害防止につなげることができ
た。(稻城市)
消費者カレンダーや啓発グッズを作成し配布することで、消費者の啓発につながっている。(羽村市)
講座やパンフレットを活用した啓発を行うことで消費者被害の防止を図るとともに放射能測定の実施により市民の安心・安全を確保するこ
とができる。(あきる野市)
消費者啓発用の冊子やグッズを作成し、関係部署と共同で配布した。また消費者講座を行うことで消費者教育・啓発につながった。(瑞穂
町)
啓発冊子等を各種イベントや観光施設等で配布することにより、悪質商法被害防止を啓発した。(日の出町)
啓発グッズを制作・配布することにより悪質商法への知識向上や悪質商法被害を事前に予防することが出来た。(大島町)

⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	<p>FM放送やリーフレットの全戸配布、啓発グッズの配布により、消費者被害防止の啓発を行うことができた。(武藏野市) 消費者被害防止キャンペーンを開催することにより、消費者被害の未然防止や最新の悪質商法によるトラブルの手口などの周知を図ることができた。(三鷹市)</p> <p>地域で連携した消費者施策を実施とともに、消費生活センターの効果的な運営を図ることができた。(千代田区)</p> <p>展示物の作成を委託したことにより、消費者団体の活動の支援や、区内の消費者教育の活性化を図ることができた。(台東区)</p> <p>区内消費者団体に事業委託し、生活者の視点で高齢者向けの消費者被害未然防止のための啓発・注意喚起を行うことで、被害防止の輪が拡がり、関係団体との連携やネットワークができた。(渋谷区)</p> <p>啓発用グッズを配布する地域連携講座を実施し、地域の連携が強化されたほか消費者相談室が認知され相談に繋がった。(荒川区)</p> <p>広告媒体を増やしたことにより、「くらしふエスタ立川」に幅広く来場者を呼び込むことができ、消費者団体との連携が深まった。(立川市)</p> <p>講座共催により消費者団体の育成・活性化を図った。(日野市)</p> <p>高齢者を見守る側の関係機関との連携や既存のネットワークを活用して、高齢者を見守る側向けの啓発事業を実施し、被害の未然・拡大防止を図った。(西東京市)</p> <p>東京都の出前寄席、出前講座派遣を利用し、高齢者、みまもり及び子どもをそれぞれ対象にした消費者講座を実施した。また、備品の購入により電子データを活用したプレゼンや、大型のパネルの作成など、対象に応じた柔軟な啓発により、より消費者に訴求力をもった啓発が可能となった。(東久留米市)</p>
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (事業者指導や法執行等)	
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)	<p>日銀・東証見学をとおし、親子の交流と同時に金融学習の機会を提供できた。また、くらしのおたすけ隊地域啓発活動をとおし、地域内で消費者被害に対する認識を深められた。(足立区)</p> <p>イベントを開催し幅広い年齢層に放射線の特性に対する理解や食品の放射性物質に関する不安解消に大きく寄与した。消費生活特別相談は被害に対する未然防止に一定の効果をあげることができた(葛飾区)</p> <p>シンポジウム、料理教室、食品ロス削減に関する標語募集、学校給食に関するアンケート調査実施により、食品ロス削減の重要性を啓発できた。(多摩市)</p>
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	

10. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	294,590 千円
うち都道府県	32,616 千円
うち管内の市町村合計	261,974 千円

11. 今年度の基金取崩し実績額

交付金相当分	0 千円
うち都道府県	0 千円
うち管内の市町村合計	0 千円

12. 消費者行政決算見込み額(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度差	対前年度差
①都道府県の消費者行政決算見込み額	537,289 千円	691,385 千円	665,359 千円	128,070 千円	-26,026 千円
うち交付金等対象経費		63,550 千円	32,616 千円		-30,934 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		千円	千円		0 千円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		千円	千円		0 千円
うち先駆的事業		千円	千円		0 千円
うち交付金等対象外経費	537,289 千円	627,835 千円	632,743 千円	95,454 千円	4,908 千円
②都道府県の管内の市町村の消費者行政決算見込み総額	1,061,128 千円	1,358,478 千円	1,428,860 千円	367,732 千円	70,382 千円
うち交付金等対象経費		237,261 千円	261,974 千円		24,713 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		78,351 千円	84,470 千円		6,119 千円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		0 千円	0 千円		0 千円
うち先駆的事業		0 千円	0 千円		0 千円
うち交付金相当分取崩対象外経費	1,061,128 千円	1,121,217 千円	1,166,886 千円	105,758 千円	45,669 千円
③都道府県全体の消費者行政決算見込み総額	1,598,417 千円	2,049,863 千円	2,094,219 千円	495,802 千円	44,356 千円
うち交付金等対象経費		300,811 千円	294,590 千円		-6,221 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		78,351 千円	84,470 千円		6,119 千円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		0 千円	0 千円		0 千円
うち先駆的事業		0 千円	0 千円		0 千円
うち交付金等対象外経費	1,598,417 千円	1,749,052 千円	1,799,629 千円	201,212 千円	50,577 千円

13. 消費者行政決算見込み額(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	0 人
うち都道府県	人
うち管内市町村	人
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)	0 人
うち都道府県	人
うち管内市町村	人
③定数内の消費者行政担当者的人件費(想定)	0 千円
うち都道府県	千円
うち管内市町村	千円
④③を含めた交付金等対象外経費	1,799,629 千円
うち都道府県	632,743 千円
うち管内市町村	1,166,886 千円
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出額割合	14.1 %
うち都道府県	4.9 %
うち管内市町村	18.3 %

14. 基金の管理(実績)

設置当初の基金残高(交付金相当分)	1,200,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	292,310 千円
今年度の基金取崩し額(交付金相当分)	- 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	145 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	292,455 千円
設置当初の基金残高(積み増し相当分)	千円
前年度末の基金残高(積み増し相当分)	千円
今年度の基金上積額(積み増し相当分)	千円
今年度の基金取崩し額(積み増し相当分)	千円
今年度の基金運用収入予定(積み増し相当分)	千円
今年度末の予定基金残高(積み増し相当分)	千円

15. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	44 人	今年度末実績	相談員総数	44 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員総数	人	今年度末実績	相談員総数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員総数	44 人	今年度末実績	相談員総数	44 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員総数	人	今年度末実績	相談員総数	人

16. 都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組(実績)

処遇改善の取組	具体的な内容
①報酬の向上	
②研修参加支援	
③就労環境の向上	
④その他	

17. 管内市町村の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	224 人	今年度末実績	相談員総数	227 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員総数	人	今年度末実績	相談員総数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員総数	216 人	今年度末実績	相談員総数	220 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員総数	8 人	今年度末実績	相談員総数	8 人

18. 今年度の管内の市町村の相談員の処遇改善に向けた取組(実績)

処遇改善の取組	実施市町村及び具体的な内容
①報酬の向上	月額を増額(中央区、東久留米市)
②研修参加支援	国民生活センター、消費生活総合センター等の研修参加を支援 等 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、中野区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小平市、日野市、東村山、国分寺市、西東京市、狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町
③就労環境の向上	相談員用PC、机等の各種設備の整備(世田谷区、町田市、小金井市) 相談用の資料の整備(調布市)
④その他	